



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第30回 無視できない！ 自民党改憲草案の危険性

憲法問題対策センター副委員長 下林 秀人 (32 期)

昨年12月16日行われた衆議院総選挙の結果、自民党は294議席という圧倒的勝利をおさめた。これに憲法改正に積極的な日本維新の会とみんなの党の議席を合わせれば366議席であり、公明党の議席を除外しても、3分の2（320議席）を優に上回る。毎日新聞の全候補者アンケートによれば、当選した新議員の72パーセントにあたる342人が憲法9条の改正に賛成とのことである。

しかも、自民党党首・総理大臣には6年前国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）を成立させ、「自らの政権のうちに改憲を実現する」と叫んだ安倍晋三氏が返り咲いた。

こうした状況の下で、昨年春各政党から相次いで出された憲法改正構想・試案等が俄然現実味を帯びてきた。その中で最も影響力が大きく、実現可能性の点でも無視できないのは、自由民主党「日本国憲法改正草案」（平成24年4月27日決定。以下「自民党案」という）である。これは、現行憲法の各条項と対照させながら具体的な条文として示す方法をとったものである。

東弁・憲法問題対策センターでは、自民党案について、昨年4月以来チームを作ってその内容の検討と意見書の執筆作業を進め、近く意見書を完成して会内外に発表する予定である。

以下、自民党案の内容中、問題となる主要な点をいくつか紹介する。

- ① 天皇が「日本国の元首」（自民党案1条）であることを宣言するなど、実質的な天皇の君主化を実現しようとしていること。
- ② ①とうらはらに、主権者たる国民の地位を著しく低め、国民の「責任」や「義務」を強調し（同案12条）、基本的人権の内容を「公益」や「公の秩序」によって広く制限しうる（同案13条）薄弱なものに切り縮めようとしていること。
- ③ わが国には自衛権があり、これを発動できることを明記する（同案9条）とともに、「国防軍」の保持を宣言し（同案9条の2）、同軍が海外に出動して戦闘行動をすることができることを正面から規定していること。
- ④ 現行憲法が予定していない緊急事態条項（外国からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱や地震等による大規模な自然災害などの緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣又は内閣が必要な措置等を行うことができる根拠規定）を盛り込もうとしていること（同案第9章）。
- ⑤ 現行の憲法96条3項の改正要件（3分の2要件）を大幅に緩和し、両議院の議員の過半数の賛成で改正発議できるようにすること（同案100条）。

安倍内閣は改憲を実現する手順として、まずは⑤の改正要件に手を着けようとしていること、また、憲法改正に先がけて「国家安全保障基本法」の制定によって集団的自衛権の行使を可能にしようとしていることを最後に指摘しておく。